

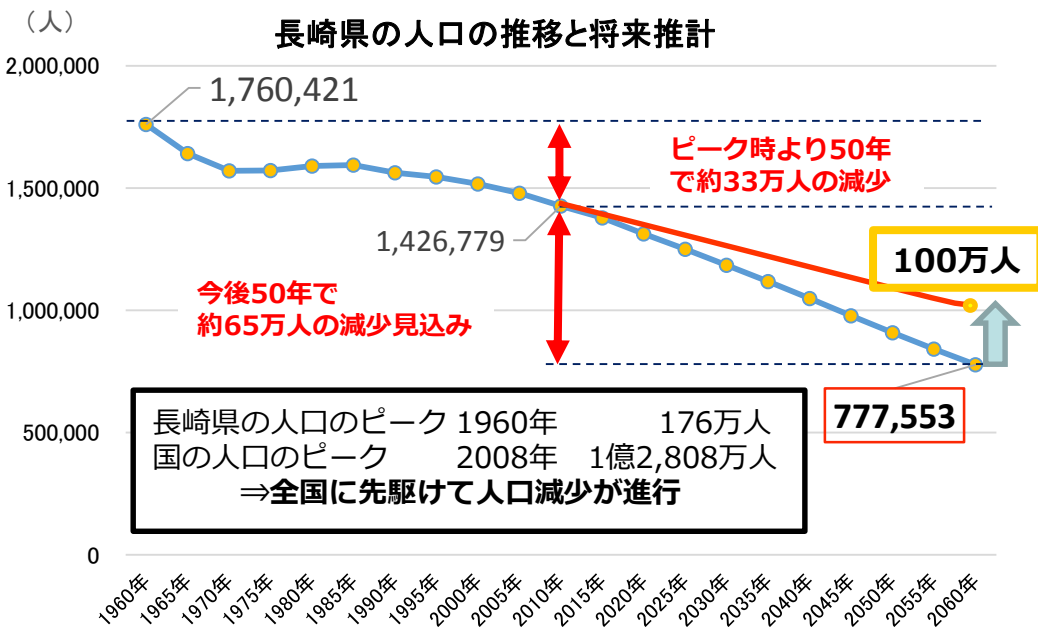
国家戦略特別区域にかかる長崎県の提案

平成30年1月
長崎県

1. 長崎県の現状と課題	1
2. 課題解決に向けた長崎県の提案	2
3. 外国人とともに成長する長崎県（平成の出島）	3
新規 ◆国家戦略特区農業支援外国人材受入事業の林業、水産業への横展開	3
◆平成の出島の実施体制	4
新規 ◆外国人材の派遣を円滑に進める体制整備	6
新規 ◆幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入	7
4. 法人や民間事業体の新規参入を促し、農林業の 成長産業化を図る長崎県	11
新規 ◆所有者不明、未相続林地の集約化	12
新規 ・固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進	14
新規 ・新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進①	15
新規 ・新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進②	16
新規 ◆所有者不明、未相続農地の集約化	18
新規 ・法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明等農地の集約化①	21
新規 ・法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明等農地の集約化②	22
新規 ・法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明等農地の集約化③	23
新規 ・法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明等農地の集約化④	24
新規 ◆農業版レギュラトリー・サンドボックスの構築	25
新規 ◆生鮮農産物における機能性表示の推進	26
新規 ◆鳥獣被害対策の強化①（自衛隊OB等の活用）	27
新規 ◆鳥獣被害対策の強化②（被害対策が困難な有害鳥獣の捕獲等）	28
新規 ◆地域資源であるイノシシの有効活用	29
5. しまや過疎地域等の持続可能な社会基盤づくりを進める長崎県	30
新規 ◆地域包括ケアシステム推進のためのICT活用	30
新規 ◆離島・へき地の臨床研修施設の拡充	31
6. 既存の国家戦略特区メニューの積極活用	32

長崎県の現状と課題 ～本県最大の課題「人口減少」～

- 長崎県の人口は1960年の176万人をピークに、2010年には143万人まで減少
(長崎県は、多くの離島・半島を抱えており、特に離島地域では人口が半減するなど、非常に厳しい状況)
- このままでは、2060年には78万人に減少する見込み (これまでの倍のスピードで人口が減少)
⇒人口減少に歯止めをかけ、100万人程度の人口確保を目指す (2060年)



人口減少対策の方向性

このままでいくと
2060年の
本県の人口は…
約78万人

本県が目指すべき
2060年の
人口水準…
100万人規模

◎ 2040年に社会移動を均衡
(現状：年間約5～6千人の転出超過)

- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立

◎ 2030年に希望出生率2.08を達成

● 2040年の社会移動均衡を目指して、産業の稼ぐ力を強化し、**人口の受け皿となる良質な雇用の場の確保**に向けて取組を推進

● 全国的に人口減少、高齢化が進行する中で、中長期的な産業の生産力の維持・向上と国際競争力の強化に向けて、**労働力の確保と生産性向上**は大きな課題。

提案の背景と特区で目指す姿

- 本土の最西端に位置し、県土の約7割が離島・半島地域で構成されるという地理的、地形的な特性を持つ長崎県は、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に直面。
- 条件が不利な地域であっても、**外国人材の活用**や**生産性の向上**による事業拡大を推進するとともに、積極的な海外展開を図るなど、第1次産業をはじめとする各産業の競争力強化を目指す。

主な産業の状況と課題

主な産業の状況

- **農業**
 - ・ 農業産出額：7年連続増加
〔H22: 1,367億円 ⇒ H28: 1,582億円〕
 - ・ 過去10年の伸び率：全国2位
〔全国:10.4%増 ⇔ 長崎県:19.0%増〕
- **水産業**
 - ・ 漁業産出額：全国2位
〔うち海面養殖 H22:249億円⇒H27:319億円〕
- **観光業**
 - ・ 観光客延数：H27過去最高（S47統計以降）
〔H23:2,819万人⇒ H27:3,328万人〕
 - ・ クルーズ船寄港数：長崎港が全国2位（H28）
〔県内寄港数 H23:39回 ⇒ H28:273回
⇒H29見込:366回 ⇒H30:約400回へ〕

労働力の不足

- ・ 事業規模拡大意欲はあるものの、人口減少・高齢化の急速な進行に伴う労働力不足が阻害要因

国内市場の縮小

- ・ 人口減少等により長期的に国内市場は縮小傾向
- ・ 成長著しいアジア地域をはじめとする海外需要や活力を積極的に取り込む必要がある

国家戦略特区を活用した取組

更なる外国人材の活躍・活用

- **農林水産業**
農業の経営規模拡大や成長産業化を目指す中で、農業だけでなく林業、水産業でも同様の課題
⇒ **農業支援外国人材受入事業の林業、水産業への横展開**
- **上記以外の産業**
事業拡大や成長産業化を図る観点から、地域の実情を勘案しながら、一定の知識・技術を有する外国人材の活用を可能とする新たな制度の創出
⇒ **ミドルクラス外国人材の受入**

農林業を中心に多分野にわたる規制緩和による生産性向上等

- **農林業分野における生産性向上等**
 - ・ 林業の成長産業化
 - ・ 迅速な農地の基盤整備・集積
 - ・ 農業版レギュラトリー・サンドボックスの構築 など
⇒ **法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を推進**
- **しまや過疎地域等の持続可能な社会基盤づくり**
⇒ **医療分野等の規制緩和**

効果

生産規模拡大

- ・ 必要な労働力の確保
- ・ 新たな技術導入による生産性向上
- ・ 農地集積など経営基盤の強化・拡大

海外需要・活力のさらなる取込

- ・ 外国人材を通じた市場調査と人脈等を活用した海外展開の促進
- ※外国人材帰国後も、事業パートナーとして積極活用

地方創生を実現し
日本経済の持続的な成長へ

外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）

～ 国家戦略特区農業支援外国人材受入事業の林業、水産業への横展開 ～

本県農林水産業の現状と課題

農業

- 本県農業産出額は7年連続増加（H22：1,367億円 → H28：1,582億円）
過去10年の伸び率は全国2位（全国：10.4%増 ⇔ 長崎県：19.0%増）
- 労力不足が更なる規模拡大の阻害要因
（認定農業者への労力に関するアンケート（ピーク時1,200人/日の労力不足））

林業

- 県内の人工林の多くが伐期を迎えており、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮しながら木材生産を行う搬出間伐を中心に進めるとともに、皆伐再造林の取組拡大を推進（木材生産量の推移と目標 H23：6.6万m³→H28：12.8万m³→目標H37：28万m³）
- 目標達成には人材確保と省力化が急務（林業作業員400人の確保と生産性の倍増）

水産業

- 外国漁船との漁場競合などの影響により、海面漁業は厳しい状況にあるものの、海面養殖業や経済成長著しい東アジア向け鮮魚等の輸出は順調に推移（海面養殖 H25：279億円→H27：319億円、鮮魚等輸出 H25：4.6億円→H27：9.6億円）
- 水産業の担い手減少は今後の大きな課題（漁業就業者数 H25：1.4万人→H35予想：0.9万人）

■ 取組の方向性

新たな技術（Iot,ドローン、ロボット等）の活用による生産性の向上を図るとともに、積極的に外国人材の活用を進めることで、国際競争力の維持・向上を図る。
また、外国人材のネットワークを活用することで、海外展開を加速化。

【農林水産業版・平成の「出島」】 農林水産業分野における外国人材受入れのためのスキーム構築（国家戦略特別区域農業支援外国人材受入事業の拡充）

受入管理協議会

連携

福岡入国管理局、長崎労働局、地方農政局
※林業、水産業の場合は【林野庁】、【水産庁】を追加

長崎県

苦情相談

・定期報告
・重大案件報告（即時）

・特定受入機関の基準適合性の確認
・監査（年1回）等

特定受入機関

労働者派遣法の許可を受けた事業者

派遣契約

利用者協議会を設立

農業経営体等

農業

利用者協議会を設立

林業経営体等

林業

漁業経営体等

水産業

苦情相談

雇用契約

・日本人と同等額以上の報酬額
・保証金徴収等の禁止
・研修の実施 等

国内人材

雇用契約

受入市町連絡協議会を設立
（住居の確保や地域住民との交流を促進）

労力提供

3

外国人農林水産業支援人材

（1年以上の実務経験を有する等の要件を満たす者）

● 出入国管理及び難民認定法の緩和
※農業は特区措置済み

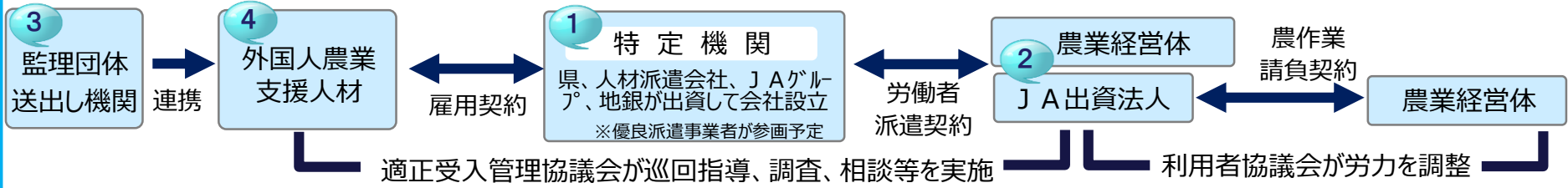
● 労働者派遣法（期間制限）の適用除外

● 国民年金法、厚生年金保険法の適用除外

平成の「出島」の実施体制

～農業分野で検討している外国人材受入事業の実施体制の横展開～

農業支援外国人受入事業の実施体制



取組1 [県が出資する特定機関の設立]

資本金 1億円

出資のイメージ

▶ 参画希望がある複数の大手派遣会社と意見交換を実施中

課題 農業は、天候や農閑期等のリスクが高く、大手人材派遣会社でも、取り扱いが少ない。

対応 県が出資することで全国展開が見込める大手派遣会社が参画可能。認定農業者等の意向を調査して利用計画や人材確保計画等を作成し経営計画を策定済み。また、技術習得や農業の担い手育成機能も確保。

取組3 [監理団体と連携した外国人材の確保]

課題 農業の技能や日本語能力が必要な外国人材を確保するルートの構築が必要である。

対応 技能実習監理団体や海外の送出し機関と連携し効率的に人材を確保する体制を整備。また、長崎県とベトナム国立農業大学との協力体制も構築済み。

▶ 設立した県内農業系監理団体協議会と外国人材確保を協議中

農業系監理団体

実習生OBのフォローアップを通じて就労意思を確認

技能実習生OB

帰国後、学んだ技術を一定期間活用し日本での就労を希望する人材

取組2 [JA出資法人による農作業請負の実施]

特定機関

派遣契約

JA出資法人

請負契約

農業経営体

課題 個別の農業経営体には農閑期があり周年派遣が難しい。

対応 JAが出資する農業法人が生産に加え、農作業請負を実施することで、周年派遣を実現し、コストやリスクを最小化。また、技術研修機能を有することで、産地自らが担い手確保を推進し、競争力を強化。

▶ 各JAと協議し出資法人の設立を準備中

● 請負業務調整
● 利用料金回収等
適期収穫等によりブランド力も向上

取組4 [地域と連携した受入態勢の整備]

課題 外国人を受け入れるためには、住居や安心して暮らせる環境の整備が必要である。

対応 市町、JAが率先して遊休施設の洗い出しや活用の検討。併せて、地域住民との交流を促し、地域に溶け込む環境づくりを通じて孤立感や疎外感を低減。

▶ 受入市町連絡協議会設立や遊休施設の住居利用を協議中

雇用労力支援協議会
[H24に7つ設立済み]

市町、JA
農業経営体
振興局(県)

受入市町連絡協議会の設立を支援

外国人就労解禁の規制改革を活用し農業の成長産業化を実現

送出し機関、監理団体との連携
悪徳ブローカーの排除
現地人材育成機関の設立検討

優秀な外国人材の確保



既存施設を利用し安価な賃貸料を実現
外国語による相談体制の整備
祭りや食事会等のふれあいの提供

外国人材の生活環境の確保

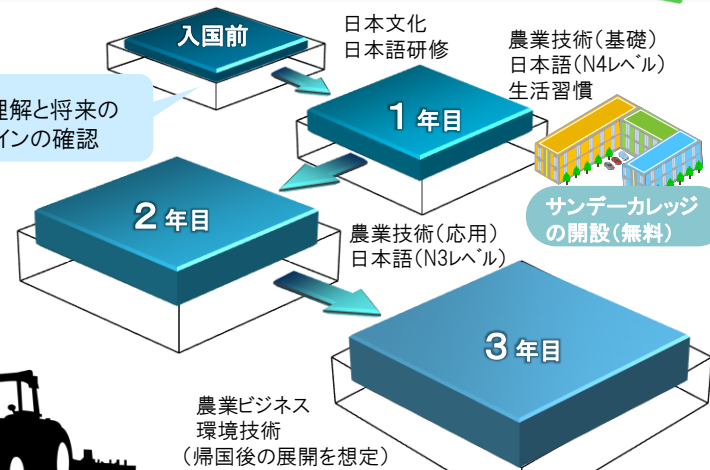
派遣
スタッフ

農業
サービス
事業体

農業
経営体



派遣先責任者講習等を受講
（サービス事業体が斡旋）



外国人材のキャリアアップ

長崎と海外諸国のかけ橋となる

人材派遣

農業経営体が必要とする**多様なスキルを持った人材**を必要な人数、期間にフレキシブルに派遣。規模拡大意向があっても、労力確保の問題から拡大ができなかった経営体を積極的に支援します。派遣する人材は、**国内人材**だけでなく、農業に関する技能や一定の日本語能力を持った**外国人材**まで対応できます。なお、国内人材は、地域内人材の登録派遣や全国の農業産地を縦断している農業**フリーアルバイト**へのアプローチも進め、多様な人材を確保します。外国人材は、帰国している技能実習修了生を想定し、監理団体や海外の送出し機関、大学等との連携体制も構築しています。

外国人材

地域人材

フリーアルバイト

退職自衛官等

派遣先のニーズに合わせた多様な人材の確保

人材育成

登録いただいた派遣スタッフの皆様には、派遣先で必要な**農業技術**や**雇用関係法規**などを体系的に学ぶため、自社で確保した農場等において、**キャリアアップ**を行う研修制度が構築されています。このため、農業が初めての方でも、安心して派遣登録が可能です。また、外国人の方については、農業技術などに加え、**日本語研修**のほか、**農場の現場責任者に必要な労務管理、人事管理**についてもそれぞれの習得レベルに応じたカリキュラムを設定し、計画的に学べる体制を整えています。

日本の企業が海外進出し、現地法人を設立した際に、帰国した外国人材を活用することで、現地のマネジメントが可能な人材確保につながります。

ライフデザインに応じた
カリキュラムの策定

UP

ライフデザインに合わせたキャリア形成

雇用開発

派遣先からの依頼を待つだけではなく、新たな**雇用の場の創造**にも取り組んでいます。特に、障がい者の雇用については、福祉事業所等と連携して、**職域の開発**や労務管理、定着化を支援するプログラムを実践し、**農福連携**を支援します。また、ひきこもりの方の農業就業体験等の社会復帰への支援や労働力を低減する省力化の実証など、雇用をめぐる様々な支援についても取り組んでいきます。なお、派遣する外国人が**安心して暮らせる環境**を整えるため、賃料を抑えた住居の確保や地域に溶け込むための地域住民との交流やイベント参加の支援など行い、外国人の**孤立感や疎外感の低減**に努めます。

障がい者

ひきこもり

農福連携

農業を基盤とした新たな雇用の創出

外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」） ～外国人材の派遣を円滑に進める体制整備～

背景

- ・農業分野における人材派遣については、大手人材派遣会社でもほとんど実施されていない。これは、天候や農繁期と農閑期の需要量の格差などによる経営リスクが伴うことが要因だと考えられる。
- ・外国人材の派遣について、円滑かつ継続して推進する体制を構築するため、必要経費の削減につとめ、できる限り経営リスクを低減するとともに、利用料金を抑制する必要がある。
- ・一方、労働者派遣法においては、派遣先は派遣労働者が変わっても同一場所・同一業務であれば、原則として、最長3年までしか認められておらず、特区における外国人就労の障害となる。

現状（規制の内容）

- 労働者派遣法
＜派遣先事業所単位の期間制限＞
 - ・派遣先事業所は、**原則として有期雇用の派遣労働者を3年を超える継続した受け入れはできない。**
 - ・派遣先が3年を超えて他の派遣労働者を受け入れる場合は、事業所の労働組合の意見聴取、若しくは3ヶ月以上の空白期間を設けなければならない。
 - ・派遣元事業主に無期雇用される派遣労働者を派遣する場合は期間制限の例外となる。
- ※労働組合等がない農業経営体の場合、意見聴取が困難
また、そもそも従業員がいない経営体では、意見聴取が不可能
- ※特区外国人は在留資格が3年と限定され、無期雇用が困難
- 国民年金法、厚生年金保険法
 - ・外国人であっても、健康保険の適用事業所に雇用される従業員が、日本人労働者と全く同様の雇用条件で働いていれば、健康保険（+厚生年金保険）に加入させなければならない。

農業分野の派遣スキームの構築

規制緩和の提案

- 労働者派遣法の適用除外**
 - ・農業経営体等への派遣については、事業所単位の期間制限を適用しないこととする。
- 国民年金法、厚生年金保険法の適用除外**
 - ・特区における外国人就労は、在留資格が3年間と限定されており、給付要件の10年の滞在は想定できないことから、被保険者としない。

効果

- 農業生産現場等のニーズに合わせた派遣の実施**
 - ・中小農家の農作業請負を実施する法人への派遣が継続的に実施できることから、効率的な労力支援が可能となる。
 - ・外国人派遣の利用料の削減および外国人就労者の負担軽減につながる。

外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）

～幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入～①

提案の概要

「在留資格『特定活動』」による幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受け入れ

ミドルクラス外国人材：

⇒「技術・人文知識・国際業務」等で就労が認められる専門的・技術的分野を担う人材と非熟練人材（技能実習生）との間の業務を担う一定程度の実務経験等を有し、即戦力となる外国人材。

また、本スキームで受入を想定しているのは、別途提案する第1次産業や他の在留資格、特区で就労が可能な分野は含まない。

●雇用労働者としての**適正な管理を行う仕組みを前提**として、**事業拡大や成長産業化の推進による国際競争力の強化を図る観点**から、**必要性のある分野**については、個別に審査した上で就労目的の在留資格を付与する。

●ただし、移民政策ではないということを明確に示すとともに、日本人の雇用への悪影響の防止や適正な受入れ、地域における受入体制の構築、治安の確保を前提とする。

※基本的な考え方は、国家戦略特区農業支援外国人受入事業スキームを拡大・発展

▼関係法令「出入国管理および難民認定法 別表第1の5」

新たな制度の骨格

●国家戦略特別区域に設置された国家戦略特別区域会議の下に「適正受入管理協議会」を設置し、特区内の労働力需給の状況を踏まえ、受入れ業種やその要件を決定。

●一定の要件を満たす外国人材を「特定機関」が雇用契約に基づき受け入れる場合に、在留資格（特定活動）を付与。

●外国人材の雇用を希望する事業者の申請・相談窓口として「外国人雇用相談センター」を設置。

外国人材受入の基本原則

①労働力の補完（国内労働者の優先＝労働市場テストの実施）

②長期間労働の禁止（定住化の防止のため3～5年の在留に限定）

③国内労働者との均等待遇（同一労働同一賃金）

外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）

～幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入～②

外国人材受入事業スキーム（案）

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

適正受入管理協議会

長崎県

連携

福岡入国管理局、長崎労働局、関係府省、
内閣府地方創生推進事務局 等

報告
(定期/随時)

・特定機関の基準適合性の確認
・監査（年1回）等

④人材確保困難
職種を報告

⑤外国人材受入
職種等の決定

外国人雇用相談センター

③国内労働者確保
困難の事実確認

特定機関

・労働者派遣法の許可を受けた事業者

②外国人材
受入申請

⑥受入決定
通知

ハロー
ワーク

⑧労働者派遣契約

外国人材雇用
希望事業者
(中小企業)

①求人登録・日本人
求人努力義務
(労働市場テスト)

苦情
相談

・日本人と同等額
以上の報酬額
・保証金徴収等の
禁止
・研修の実施 等

⑦雇用
契約

○帰国担保措置

外国人材がやむを得ない理由により帰国旅費を
支弁できないときは、当該旅費を負担

○雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人の責がなく、継続して本事業による在留を
希望するときは、新たな特定機関を確保するよう
努める。

苦情
相談

⑨派遣
(指揮命令は
派遣先に帰属)

外国人材

▼従事する外国人の要件

・従事する業務に関する一定の知識経験を有する者
(※技能実習修了者、一定の実務経験)
・必要最低限の日本語能力

外国人材生活支援協議会

▼外国人材が安心して暮らせる環境整備
・夜間日本語教育学校
・キャリアアップ研修
・地域のお祭り参加、食事会等ふれあいの提供 等

支援

外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）

～幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入～③

具体的な提案内容

新たに受け入れるミドルクラス外国人材

●業務に関する一定の知識・経験を有する者

ア. 当該業務に関する技能実習修了者

技能実習2号終了後、母国で1年以上活動(技能移転)した者

イ. 一定の実務経験を有する者

外国人材が国籍又は住所を有する国において、当該業務にかかる一定の実務経験(※)を有する者

※実務経験については適正受入管理協議会において業種毎に要件を決定。

●日本語能力

基本的には、業務遂行に支障がない程度の会話能力を有する者とし、基本的な日本語を理解することができる(日本語能力試験N4以上)者を原則とするが、対人サービスなどでより高い日本語能力が求められる場合は、必要に応じて要件を決定。

●在留可能期間

原則3年とするが、使用者の申し出があり素行優良な外国人材については、最大2年間の延長を認める(最長5年)。再入国は不可。

外国人材を受け入れる企業・業種・人数

●受入企業

人材確保が特に困難である「中小企業」とし、具体的には中小企業基本法で定義される「中小企業」とする。

<製造業の例>

資本金3億円以下、常時使用する従業員300人以下

●受入業種

「技術・人文知識・国際業務」など就労可能な在留資格以外の多様な業種にかかる外国人材の受入について、適正受入管理協議会において労働力需給の状況を踏まえ決定する。

具体的には、「現に労働力の確保が困難」、「将来も不足が見込まれる業種」とし、以下ア及びイを満たす場合とする。

ア. ハローワークでの求人(労働市場テスト)をした上で、国内で労働者を確保できない場合(ハローワークにおいて申込み月の翌月まで求人登録を実施⇒人材確保できない場合)

イ. 前年度累計の求人倍率と直近月の求人倍率が1以上

●受け入れできる外国人材の上限(1企業あたりの上限)

技能実習生の受け入れ人数枠と同程度(例)201～300人以下:15人

受入業種の具体的なイメージ例(サービス業)

※H28年度有効求人倍率の事例

接客・給仕の職業(飲食店、旅館・ホテル等) 3.36倍

■目的:インバウンド需要の更なる取込

■外国人材の要件:

- ・母国等のレストランやホテル等の運営にかかるスタッフとして3年以上の実務経験を有する者
- ・留学により日本で調理師免許を取得した者

■外国人材が担う業務とスキルアップ:

食事や受付対応、ベッドメイキングなど様々な業務経験を通して、日本の効率的な運営マニュアル・システムやきめ細かいおもてなしサービスのノウハウを習得。

■国際貢献:

キャリアアップした人材が母国に戻り、マネジメント人材として母国の観光産業の発展や日本文化の発信に寄与

※現行制度の課題

外国人材の活用については、技能実習制度があるが、国際貢献を目的とした研修制度であり、人材の活用という制度ではない。成長産業化を図るための人材確保制度ではなく、即戦力とはならない。

外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）

～幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入～④

具体的な提案内容

適正受入管理協議会の設置 (特区農業支援外国人受入事業でも設置)

関係自治体、地方入国管理局、都道府県労働局、関係省庁、内閣府地方創生推進事務局等で組織され、国家戦略特別区域会議の下に設置。

- ・外国人雇用相談センター(仮称)からの報告を受けて、地域の労働力の需給状況を踏まえ受け入れる業種の審査・決定。
- ・外国人材の派遣等を行う特定機関の適合性の確認や外国人材の適切な受入にかかる指導・監査。

特定機関

労働者派遣法の許可を受けるなど一定の要件を満たした事業者で、適正受入管理協議会から特定機関の基準に適合していることの確認を受けることが必要。

- ・外国人材を派遣労働者としてフルタイムで雇用し、報酬額等の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結
- ・報酬額は同等の活動に日本人が従事する場合の報酬額と同等以上
- ・外国人材の住居の確保義務(派遣先事業者と協力)
- ・外国人材に対する教育訓練等、必要な研修の実施
- ・派遣先事業者との間の労働者派遣契約に基づき外国人材による労力提供

その他必要な規制緩和

○労働者派遣法

- ・派遣禁止業務の規制緩和
現行法令で禁止されている「建設業務」「警備業務」について外国人材の派遣を可能とする。

外国人雇用相談センターの設置

行政及び専門人材(弁護士、行政書士等)で構成し、受入管理協議会の下に県(と国)が共同で設置する。

- ・外国人材の雇用を希望する事業者の各種相談対応
外国人材の雇用について、既存在留資格での対応の可否や新たな制度に基づく外国人材受入れ申請を受理し、適正受入管理協議会へ送付する。
- ・外国人材からの苦情・相談にも対応
- ・ハローワークとの連携(人材不足の確認)

外国人材生活支援協議会(仮称)の設置

外国人材が地域で安心して暮らせる環境整備を行う組織(官民連携)を独自に設置。

- ・夜間日本語教育学校の開設(各習得レベルに応じたカリキュラムの設定)
- ・外国人材のキャリアアップのための研修制度
- ・地域のお祭りへの参加や食事会など、地域住民と積極的にふれあう機会の提供

県の独自の取組

海外送り出し機関との信頼関係の構築・強化

県内事業者が安心して外国人材を受け入れられるよう、県と特定機関が連携して、日本へ労働者を派遣する送り出し機関と信頼関係を構築し、一定の実務経験や日本語能力を有する優良な外国人材を確保。

- ・入国前研修(日本語能力、職業訓練、健康診断、長崎の生活・風習・雇用関係)

法人や民間事業体の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県

テーマ

外国人とともに
成長する長崎県
(平成の出島)

法人や民間事業
体の新規参入を
促す所有者不明、
未相続林地の
集約化

法人や民間事業
体の新規参入を
促す所有者不明、
未相続農地の
集約化

農業の成長産業
化に向けた
その他の取組

支障となっている規制

- ① 農林水産業分野での外国人就労
【農林業分野の外国人就労に付随した課題】
- ② 経営体への派遣期間制限
- ③ 外国人材の年金加入義務

- ④ 林地台帳整備に係る固定資産課税
台帳データの利用制限

- ⑤ 市町への森林管理の委託には、全て
の権利者の同意が必要

- ⑥ 所有者不明農地の流動化が困難
(利用権設定には所有者全ての同意
が必要)

- ⑦ 迅速な農地の基盤整備・集積が困難
(基盤整備の実施において、全権利者
の同意が必要)

- ⑧ 先進的な実証試験の実施に限界
(近距離での監視が必要等)

- ⑨ 機能性表示食品制度の規制
(包装容器の事前届出が必要等)

- ⑩ 猟銃免許申請には射撃実技試験が
必要、ドローンにかかる航空法の制限

- ⑪ 有害鳥獣の捕獲、追払い等にかかる
一部の猟法、猟具等の制限

- ⑫ 捕獲したイノシシ等の肥料利用の制限

提案する規制緩和

- 地方自治体等による適切な管理の下、農林水産業分野の専門外国人材の
就労を可能とする。(出入国管理及び難民認定法) ※農業は特区メニューに追加済み
- 農林水産業経営体への派遣については、事業所単位の期間制限を適用しな
い。(労働者派遣法)
- 給付が見込めない年金は、被保険者とししない。(国民年金法、厚生年金保険法)

- 全ての森林所有者に係る固定資産課税台帳の情報を、各市町の税務部局
から林務部局へ提供可能とする。(森林法、地方税法)
- H31年導入予定の「新たな森林管理システム」について、納税者(実質管理
者)の同意で市町への森林管理の委託を可能とする。(森林法)
- 納税者も不明の場合、市町が立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権
を設定する旨の公示(6か月)を経て、委託・管理を可能とする。(森林法)

- 未相続登記の共有農地について、適切な管理者(納税者)の同意で農地
中間管理機構による利用権設定を可能とする。(農業経営基盤強化促進法)
- 簡易な基盤整備では、権利者の同意を得ることなく、管理者(納税者等)
の意向をもって実施可能とする。(民法、農地中間管理事業の推進に関する法律)
- 換地手続きの権利者会議における代表権利者を、各権利者の法定相続分の
2/3を超える同意で決定。この場合、不在者は公示送達手続きによって権利
者の判定(分母)から除外する。(土地改良法)
- 登記名義人死亡から20年を超えて未相続の土地は、代表権利者への代位
登記を可能とする。(民法、土地改良法)

- ロボットトラクターの夜間無人走行等を実証可能な農業版レギュラトリー・サン
ドボックスを構築する。(安全性確保ガイドライン等)

- 生鮮農産物は、リーフレット等の印刷物でも届出可能とする。
(食品表示法、機能性食品の届出等に関するガイドライン)

- 自衛官OB等の猟銃免許申請時の射撃実技試験免除等によって免許取得
者を増やすことで、警備会社等による雇用確保を容易にし、捕獲からジビエ利
用までの一貫した民間企業参入を促進する。(銃刀法等)
- 自己所有農地において、一部の猟法、猟具(とりもち、かすみ網等)の使用
制限を解除できるようにする。(鳥獣保護管理法)
- ドローンを活用して、有害鳥獣の追払いや、24時間監視による誤って捕獲し
た鳥獣の発見・救助、上空からの赤外線センサーでの生育状況把握や追跡に
よる新たな捕獲法の構築等ができるようにする。(航空法)

- 捕獲したイノシシを肥料等に利用できるガイドラインを策定し、有効利用を促進
する。(肥料取締法)

法人や民間事業体の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県

～法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明、未相続林地の集約化～

平成31年度から、市町村が森林所有者からの委託を受け、自ら森林を整備・管理する「森林バンク」の仕組みがスタートする予定

本県林業基盤整備の現状と課題

- ✓ 所有者不明や、未相続の林地が点在しているため（森林所有者不明の割合は約25%）、林業経営体が管理を受けようとしても、施業を集約化できる事業地が限定。
- ✓ 所有者不明の林地は、未整備林が多い。
- ✓ 所有者を特定しようとしても、個人情報保護法が壁となり、情報を活用できない。
- ✓ 民間事業体は手間のかかる除間伐や下刈には及び腰であり、参入できない。

目指すべき姿

○中山間地域における民間事業体の参入と良質な雇用の場の創出

◇規制緩和による効果試算（3団地×100ha×10年間 50km圏内）

- ・施業管理地 3,000ha（内年300ha施業）
- ・素材生産量 15千m³/年（搬出間伐295ha、皆伐5ha）
- ・木材売上金額 150,000千円/年（平均価格10千円/m³）
- ・新規事業体の参入 6班（4人編成） 雇用者数24人
- ・製材工場 1箇所 10千m³/年 雇用者数9人
- ・チップ工場 1箇所 10千m³/年 雇用者数7人
- ・木質バイオマス発電所（1千kwh）1箇所 雇用者数5人

県

フォレスター（森林総合監理士）を中心として、森林計画の作成支援をはじめ、適正な森林管理、民間事業体の選定・指導・評価を実施

市町

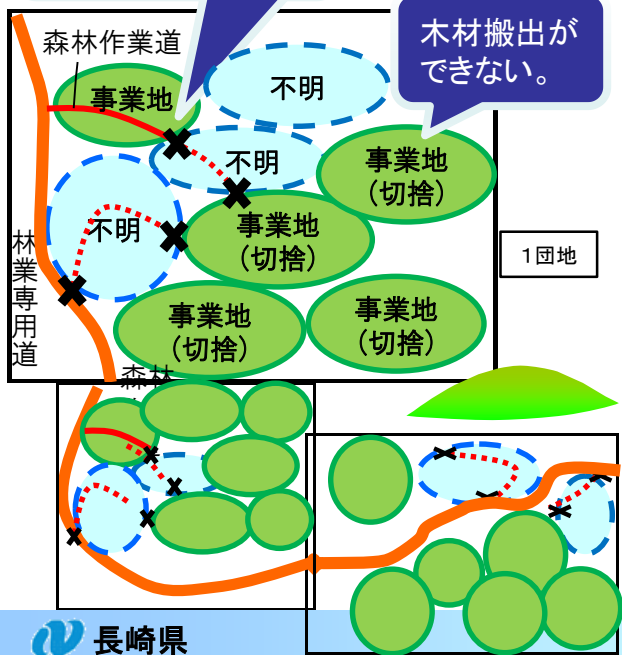
森林バンク

（新たな森林管理システムの活用）

※所有者または相続人しか委託できない

作業道が通せない。間伐ができない。

木材搬出ができない。



〇公示を経て、所有者・管理者不明の森林を委託・管理
 〇納税者を事実上の管理者として運用
 〇固定資産課税台帳の活用による林地台帳整備

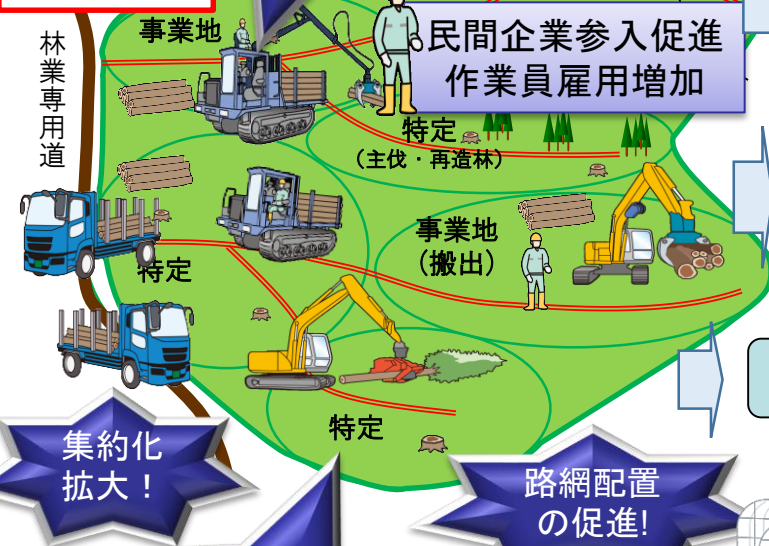
掘り起し及び管理委託（林業公社）

民間企業参入

地域材の活用増加!

作業道が開設
木材搬出が可能に

団地の拡大図



民間企業参入の波及効果

A材 製材工場 年間1万m³

B材 合板・CLT 工場

中国・韓国 輸出

CD材 広葉樹 木質バイオマス発電 年間1万m³

農業用ハウス 廃熱利用

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県

～法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続林地の集約化～

森林・林業の成長産業化のためには、民間事業者が参入しやすい環境を整え、木材の安定供給につなげる必要がある。

民間事業者参入の課題

- ✓ 作業システム、立木の伐採等林業の技術習得が必要。
- ✓ 森林整備、木材販売、補助金等にて収益を確保するための経営知識が必要。
- ✓ 森林を集約して事業量を確保することが必要。
- ✓ ピーク時には人手が足りないため、作業量に応じて労働力を確保することが必要。

目指すべき姿

- 中山間地域における民間事業者の参入と良質な雇用の場の創出
- ✓ 林業と建設業のメリットを活かした新たな事業者の創設
- ✓ 機械化等によりコスト縮減し、持続可能な林業経営の確立
- ✓ 地域における安定した雇用の場の確保

○林業事業者と建設業者の強み・弱み

	林業事業者	建設業者
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の技術を有している。 ・森林所有者情報を有している。 ・森林経営計画を樹立して仕事を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術を生かした路網の整備が可能。 ・機械を保有しており、オペレータを確保している。
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・重労働のため、雇用の確保が難しい。 ・機械化が遅れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業が減少した場合、雇用確保が難しい。 ・林業技術に乏しく、補助制度等の知識が無い。 ・森林所有者との接点がなく、仕事を確保することに時間を要する。

林業への民間企業参入

事例



林業・建設業共同事業体創設

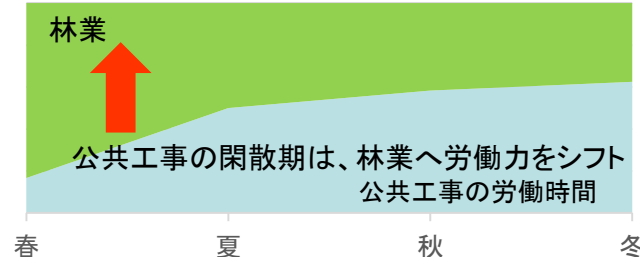
- 作業量に応じて労働力を柔軟にシフトし、周年雇用を確保
- 資機材などを相互利用

森林経営計画の促進
路網整備の促進
間伐等の森林整備の促進
安定的な木材の搬出等

○林業事業者と建設業者の連携のメリット

1. 建設業者の仕事の平準化

春から夏の閑散期に林業に従事して雇用を確保



2. 資機材の共有

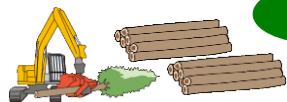
- ・建設業の機械を林業で活用して稼働率を高める
- ・林業において機械化が進み、生産性が向上

○林業事業者が単独で機械を購入する場合
高性能林業機械 23,000千円(稼働日数100日)
(ベースマシン18,000千円、ヘッド 5,000千円)

○建設業と林業が連携した場合
ベースマシンを共有(稼働日数200日)
ヘッド(5,000千円)のみ単独で購入

3. 土木技術の導入による作業の効率化

- ・作業道等の整備が効率的に行われ経費が削減



県

フォレスター(森林総合監理士)を中心として、森林計画の作成支援をはじめ、適正な森林管理、民間事業者の選定・指導・評価を実施

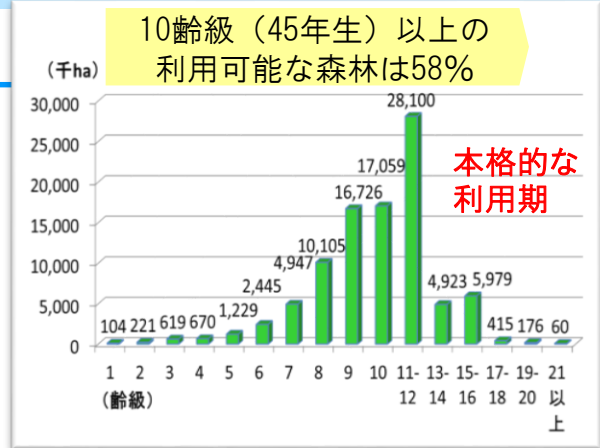
固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進

背景

- ・本県の林業は、県内の民有人工林面積の58%が45年生以上の本格的な利用期を迎えるなど森林資源の成熟化が進んでおり、林業の成長産業化に向けた好機
- ・しかしながら、森林の土地の所有者の特定が困難なことや林地境界が不明であるため、森林組合等の林業事業者が施業の集約化を進めるための所有者等の特定作業に多大な時間とコストがかかり、森林整備や木材の安定供給を妨げ

平成28年森林法改正

→森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する「林地台帳制度」創設



現状

- 森林法第191条の2、地方税法第22条
- ・林地台帳は、法務局の登記図簿及び県の森林計画図簿を基に作成するためこれまで利用していた所有者情報と変わりが無く、新たな未整備森林の整備に繋がりにくい。

- ・森林所有者を特定する作業の効率化と林地台帳の精度向上のためには、固定資産課税台帳データ提供が必要であるが、森林法及び地方税法の規定により、固定資産台帳の情報の提供は、個人情報保護法の観点から、平成24年4月1日以降に新たに土地の所有者となった者のみ

⇒民有林の0.7%にすぎない

H24以降
新たな
所有者
届出面積

県内の
民有林
面積
218,493
ha

1,582ha
全体の
0.7%

市町村

税務部局
【固定資産課税台帳】
納税義務者等に関する
情報

H24.4以降に
異動があった
所有者情報
のみ

林務部局

【林地台帳整備】

- ・登記簿上の所有者（住所・氏名）
- ・土地の地番、地目面積
- ・現に所有している者、所有者と見なされる者等

規制緩和の提案

- 固定資産台帳データの提供
- 「森林バンク」の委託者を掘り起こすための林業公社等への情報提供に活用（公社等は守秘義務を課す）

林業の担い手へ正確な情報を提供

効果

- 所有者・境界が明らかになり、「森林バンク」への委託と施業の集約化が進み、間伐等の推進、雇用創出等へ

新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進①

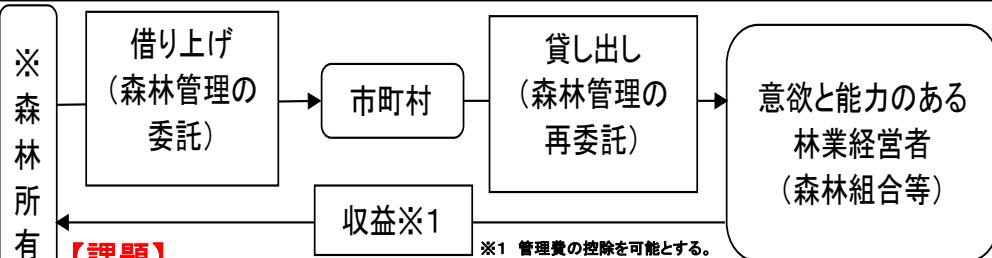
背景

- 木材需要の低迷や輸入材との競合等による長期の木材価格の低迷により、多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。一方で、森林資源は利用期を迎えており、森林施業の集約化による林業採算性の向上を目指して、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、一定規模の事業地の確保が困難となっており、ミスマッチが生じている。
- 平成30年森林法改正（予定）⇒市町村が一定期間整備が行われていない森林を一時的に管理しながら、森林所有者からの委託を受け、市町村自ら森林を整備・管理する「新たな森林管理システム」を創設予定
- 本制度は、森林所有者の特定・委託に関する同意が必要となるため、登記簿上で森林所有者の特定が困難な場合、法定相続人の特定に労力と期間を要し、新たな未整備森林の整備に繋がりにくい。
（「固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進」で別途特区提案）

【新たな森林管理システムの課題】

- 全ての法定相続人を特定し、同意を得る必要があるため、固定資産税の納税者のみの同意では市町に森林管理を委託できない。
- 森林所有者から市町へ森林管理を委託し、民間事業者による間伐等を進めるためには、法定相続人ではない固定資産税の納税者であっても、事実上の管理者として委託を可能にする必要がある。

現状のスキーム（規制の内容）と解決策



【課題】

森林所有者である登記簿上の本人又は法定相続人が特定できない場合、固定資産税の納税者のみの同意では市町へ委託できない。民間事業者の指導・選定・評価や、トラブルへの対応が必要。

解決策

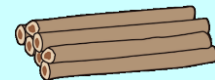
【森林法の緩和】

★事実上の管理者として、**固定資産税の納税者**（例えば、納税しており、10年以上平穩に管理している者）が、市町へ森林管理を委託し、民間事業者による間伐等ができるよう緩和

それぞれの立場からのメリット

【市町（地域全体）】

- 未整備森林の解消
- 雇用創出
- 経済活性化
- 地域材活用



【森林所有者】

- 森林を適期に適切に管理（森林が荒れず、防災面でも安心）

【林業経営者】

- 施業集約化
- 生産性向上
- 経営規模の拡大



★市町へ森林管理の委託が進み、施業の集約化が図られ、間伐等推進、雇用創出、地域材活用

新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進②

背景

- ・木材需要の低迷や輸入材との競合等による長期の木材価格の低迷により、多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。一方で、森林資源は利用期を迎えており、森林施業の集約化による林業採算性の向上を目指して、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、一定規模の事業地の確保が困難となっており、ミスマッチが生じている。
- ・平成30年森林法改正（予定）⇒市町村が一定期間整備が行われていない森林を一時的に管理しながら、森林所有者からの委託を受け、市町村自ら森林を整備・管理する「新たな森林管理システム」を創設予定
- ・本制度は、森林所有者の特定・委託に関する同意が必要となるため、登記簿上で森林所有者の特定が困難な場合、法定相続人の特定に労力と期間を要し、新たな未整備森林の整備に繋がりにくい。
（「固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進」で別途特区提案）

・固定資産税の法定免税点（地方税法351条）は、市町村内で同一人が所有する土地の課税標準額が30万円未満。
 ・森林のみを所有する場合、面積が約1.7ha未満であれば、固定資産税が免除。
 $\text{＜根拠＞} 30\text{万円（免税点）} \div 18\text{円/m}^2 \text{（県内山林の課税標準額の平均）} = \text{約}1.7\text{ha}$
 免税点未満の県内私有林は、約1万3千ha存在している。

【新たな森林管理システムの課題】

- ・登記情報、固定資産課税台帳情報など、市町村の内部部局や他行政機関の情報を利用しても所有者が特定できない森林（白地）がある。
- ・まとまった森林の中に白地が介在している場合に、簡素な手続きで市町村に森林管理を集約できるようにする必要がある。

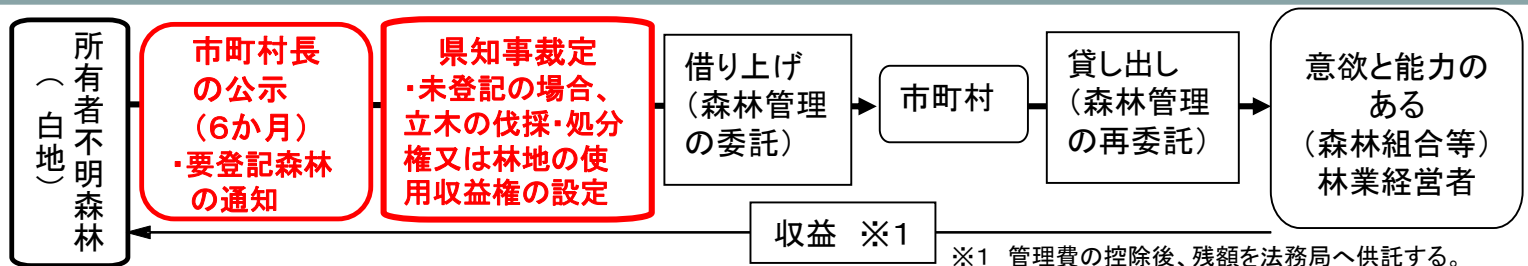
解決策と新たなスキーム

解決策〔森林法の緩和〕

★市町村が、「所在不明の所有者に対して登記を求めるとともに、登記されない場合には市町村が立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権を設定する」旨を公示（6か月）し、県知事の裁定を受けて、委託・管理できるよう緩和。

【課題】

森林所有者である登記簿上の本人又は法定相続人、さらに固定資産税の納税者が特定できない場合、市町へ委託できない。



将来のトラブル防止対応：事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において弁護士等の専門家て構成する仲裁組織を設置。

★市町へ森林管理の委託が進み、施業の集約化が図られ、間伐等推進、雇用創出、地域材活用

新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進についての補足説明

所有者不明、未相続林地の集約化手順

平成31年4月1日～

①新たな森林管理システムに基づき、市町村は、地域の森林・林業関係者及び県と相談して、森林管理の意向調査をする区域を選定し、年別の計画等を作成後、所有者に対して意向調査を実施する。

②意向調査の結果を踏まえ、施業団地を決定する。

③施業団地の中で、所有者不明の地番をリストアップする。リストアップの対象は、登記簿上の所有者住所宛てに郵送しても、所在不明で返送された「所有者所在不明森林」とする。

【「所有者所在不明森林」に係る委託手続きの違いによる分類】

・「未登記森林」

登記簿上の所有者が死亡しており、相続登記されていない。

・「納税者管理森林」

法定相続人ではないが、第三者である納税者は特定できる。

・「白地森林」

登記簿上の所有者、法定相続人及び納税者ともに特定できない。

※固定資産税の法定免税点（地方税法351条）は、市町村内で同一人が所有する土地の課税標準額が30万円未満。

※所有する山林面積が約1.7ha未満であれば、固定資産税が免除される。（この場合、当該山林の所有者を特定できない可能性）

<根拠> $30\text{万円（免税点）} \div 18\text{円/m}^2$ （県内山林の課税標準額の平均） = 約1.7ha

※免税点未満の県内私有林は、約1万3千ha存在している。

④「未登記森林」は、新たな森林管理システムにおける事実上の管理者（法定相続人）の判断で市町村に委託できるスキームを活用する。

⑤「納税者管理森林」は、今回申請する「森林整備の妨げとなっている所有者不明森林の流動化①」に基づき、固定資産税の納税者の同意により市町村に委託する。

⑥「白地森林」について

⑥-1

「白地森林」は、市町村が登記期間を設定し、所有者に対して登記を求め、それでも指定期間内に登記されなければ、立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権を設定するよう公示する。

・公示期間：6か月

・費用：登記期間内の登記手続き料は森林環境税で全額負担

⑥-2

市町村は公示終了後、意欲と能力のある林業経営者に森林管理を委託するか、もしくは、受託する業者がない場合は、市町村が主体となり森林整備を行う。

・根拠法令：新たな森林管理システムにおける事実上の管理者の判断で市町村に委託できるスキームを準用

・収益：再委託した業者が木材販売により収益を生じた場合は、不明森林所有者に対する供託金を設定

・管理費：市町が管理する場合は森林環境税により全額負担
再委託する場合は収益から充当

法人や民間事業体の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県 ～法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明、未相続農地の集約化～

本県農業基盤整備の現状と課題

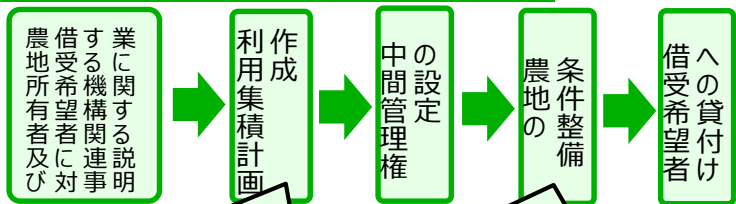
- ▶ 本県は、**中山間地域等が多く、担い手不在集落が5割以上を占める状況**。農業による地域の活性化を図るためには**農地の条件整備（暗渠設置、石積除去等）を進め、優良農地に法人や民間事業体、担い手（農業後継者、新規就農者）を呼び込んでいく必要**
- ▶ しかし、不利な条件であるが故に、地主が都会へ移住するなどした『**所有者不明**』や、**相続手続きが未了の『未相続』の問題が顕在化**。特に**未相続農地は全国平均よりも高い状況**。（全国：約2割 長崎県：24%）
- ▶ 条件が悪い農地には**法人や民間事業体、担い手を呼び込むことができない**。（長崎県の農地面積のうち、相続未登記及びそのおそれのある農地が31%、うち条件の悪い遊休農地が19%）
- ▶ 農地中間管理機構による**5年を超える利用権設定や農地の条件整備には、相続人を含む全権利者の同意が必要**であり、**所有者不明農地への法人等の新規参入が進まない**。
また、土地改良事業において、所有者不明や未相続農地を事業区域から除外せざるを得ず、**不整形な仕上がり**の農地や水路の切回しの発生、換地処分の際の関係権利者の同意手続きの簡素化等が課題となっている。

取組の方向性

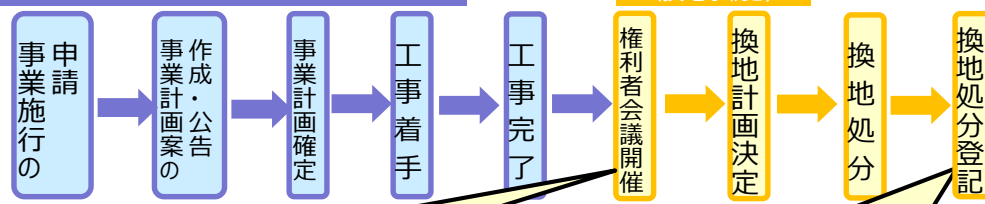
「生産・流通・販売対策」を軸とした「しっかり稼ぐ仕組み」を構築するため、**優良農地を整備した上で、法人や担い手を呼び込んで農地を集積し、規模拡大、コスト低減を通じて、生産量の拡大、所得向上を図る。**

大胆な規制緩和により、農地の基盤整備・集積を迅速化！

1. 農地中間管理機構を活用した農地の条件整備



2. 土地改良法に基づく農地の基盤整備



< 提案 ① >

農地の利用権設定の促進

【課題】5年を超える利用権設定には、**権利者全員の同意が必要**。

【提案】権利者のうち、**実質管理者(納税者)1人の同意**で、**機構による5年超の利用権設定を可能とする**。

< 提案 ② >

農地の条件整備の促進

【課題】条件整備(暗渠設置、石積除去等)でも、**権利者全員の同意が必要**。

【提案】**実質管理者の意向をもって、条件整備を実施可能とする**。

< 提案 ③ >

換地手続きの緩和

【課題】換地に係る権利者会議について、**代表権利者制が導入されたが、代表権利者の決定方法が未定**。

【提案】**各法定相続分の2/3を超える同意で代表権利者を決定**する。この場合、**不在者は権利者の判定(分母)から除外**。

< 提案 ④ >

代表権利者による代位登記

【課題】換地後の登記において、**権利部の変更には権利者全員の同意が必要**。

【提案】**登記名義人死亡から20年を超えて未相続の土地は、代表権利者への代位登記を可能とする**。

基盤整備に係るトラブルへの対応

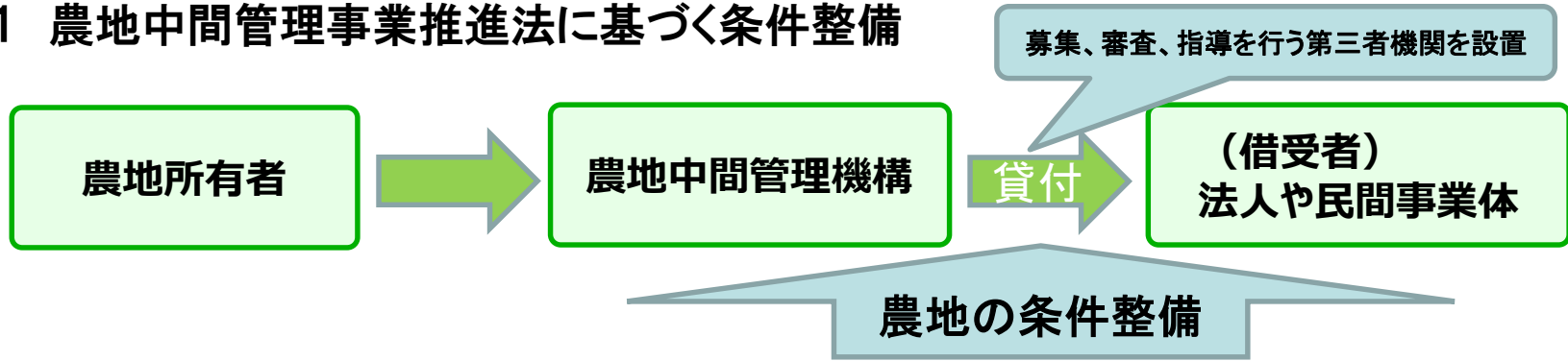
< 提案 ⑤ > 事業完了後の支援体制整備

【課題】未相続農地の強制的な基盤整備は、**地域に禍根を残すおそれがあるため、当該土地を除外する意見が多数**。

【提案】事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において**弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を構築**。

法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続農地の集約化

1 農地中間管理事業推進法に基づく条件整備

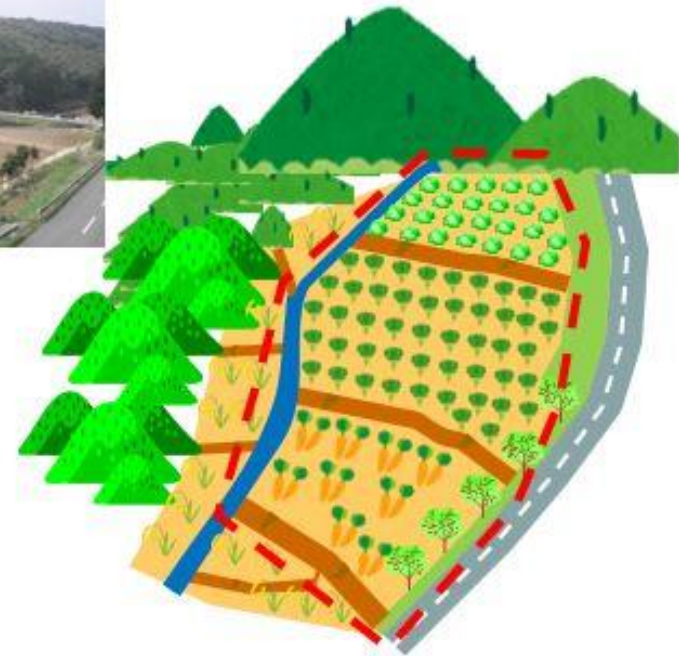


<実施前>



● 傾斜地で区画形状が悪く、大型機械が入らない

<実施後>



● 畦畔除去及び切り盛りによる段差解消で、大型機械導入可能

2 土地改良法に基づく基盤整備

水田
地帯



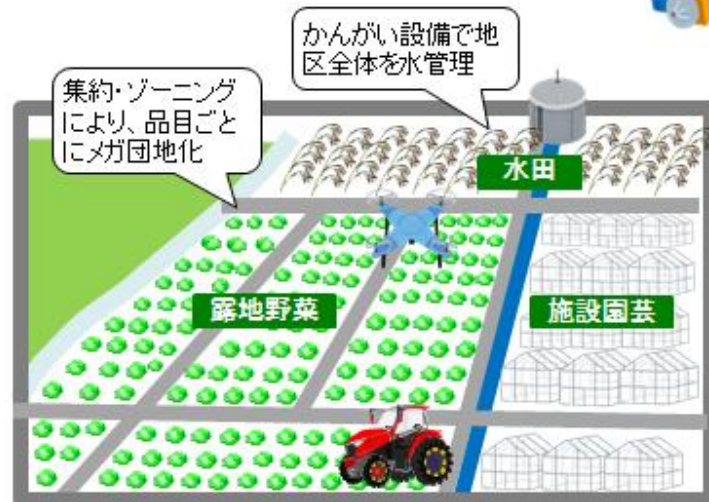
- 小さな圃場が散在し、担い手への集積が進まない。
- 未相続や所有者不明の農地が点在し、基盤整備が実施できない。

中山間
地域



- 傾斜地では圃場が狭く、条件が悪いため、高齢化が進展し、放任園が増加。

目指すべき姿



- 小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。
- ロボットや環境制御技術を導入し、集落営農法人やメガファームを育成。

目指すべき姿



- 基盤整備により規模拡大と省力化を実現。

法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続農地の集約化 ①

背景

- ・農業就業者が急速に減少・高齢化する中で、次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保が不可欠となっている。
- ・次世代の担い手の育成には、農業所得を確実に確保できる農地を確保し、省力化を図る農地の集約や集積化が必要。
- ・国においては、26年度から農地中間管理機構を整備し、農業振興地域内の農地について、農地中間管理機構が借り受け必要な場合には、条件整備を行い、担い手に集積できる仕組みを構築した。
- ・機構が農地を借り受ける場合には、地権者の同意が必要であるが、相続登記されていない共有農地、地権者不在の農地については、同意徴取が困難であり、利用権の設定が困難となっている。

現状

○農業経営基盤強化促進法

<農地の利用権設定>

- ・利用権の設定については、農地の**所有権を有する者すべての同意が得られていなければならない**と定められている。

農地は、相続登記されていない共有農地も多く、地権者全員から同意を得ることが困難。

- ・基盤強化促進法により、共有持分の2分の1を超える同意で利用権設定が可能となったが、設定期間は5年以内に限られる。(同法第18条第3項第4号)

5年間の利用権設定では、ハウスの建設など安定的な営農ができない。

利用権設定の簡素化

規制緩和の提案

○農業経営基盤強化促進法の緩和

- ・相続登記されていない共有農地など共有地を対象に、適切な管理者（納税者）がいる場合は、管理者1名の同意により中間管理機構による5年を超える利用権設定が可能となるようにする。
- ・公的機関である中間管理機構を介しての利用権の設定は、農地の出し手(地権者)に対して、相対による貸借の場合に起こりえる賃借料の未払い等がなく安心感がある。
(未払いの場合、賃料を機構が立て替えるため)
- ・中間管理機構が借り受けた農地は、機構により利用状況確認を行い、借り手に対して農地利用の適切な指導が行える。

効果

○農地の流動化の促進

- ◆手続きが簡素化され、農地集積や基盤整備が促進

流動化が促進されることにより、担い手への農地集積が進み経営基盤の強化を図ることで競争力強化を実現

法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明、未相続農地の集約化 ②

背景

- 本県は中山間地域等が多く、消費地への輸送コスト等条件が不利であり、農業の成長産業化を図るためには農地の条件整備（暗渠設置、石積除去等）を進め、優良農地に法人や民間事業体、担い手（農業後継者、新規就農者）を呼び込んでいく必要。
- しかし、不利な条件であるが故に、地主が都会へ移住するなどした『所有者不明』や、土地の相続手続きが未了の『未相続』の問題が顕在化。特に未相続農地は全国平均よりも高い状況。（未相続農地の割合（筆数） 全国：約2割 長崎県：24%）
- 所有者不明の農地であっても、知事裁定により農地中間管理機構が権利を有した農地については、2筆間の段差解消や進入路整備等の簡易な条件整備は可能であるが、暗渠の設置やほ場境界の石積除去、果樹の植栽等は実施できない。また、条件が悪い農地には法人や民間事業体、担い手（農業後継者、新規就農者）を呼び込むことができない。（長崎県の農地面積のうち、相続未登記及びそのおそれのある農地が31%、うち条件の悪い遊休農地が19%を占める。）

現状（規制の内容）

○民法第251条

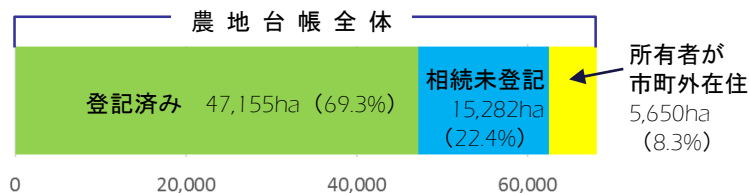
<共有物の変更>

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができないと定められている。

暗渠設置、石積除去等の条件整備であっても権利者全員の同意が必要。

農地は、相続登記されていない共有農地も多く、地権者全員から同意を得ることが困難。

条件が悪い農地には、法人等の参入は難しい。



○長崎県における相続未登記の実態（農業委員会調べ）

工事着手手続きの簡素化

規制緩和の提案

○農地条件整備に係る機構関連法令の改正

- 所有者不明の農地の暗渠排水設置、石積除去等の条件整備については、確認しても権利者の所在が不明な場合等は実質的な管理者（例えば、納税をしており、10年以上平穩に管理している者）の意向をもって実施可能とする。

※権利者が判明したときに対応できるよう、その分の利用料は供託する。
※事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において弁護士等の専門家て構成する仲裁組織を構築（提案⑤関係）

効果

○迅速な農地基盤整備の促進

- ◆手続きが簡素化され、優良農地の整備が促進

法人や担い手を呼び込んで農地を集積し、規模拡大やコスト低減を通じて、生産量拡大と所得向上を実現

法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続農地の集約化 ③

背景

- 本県は中山間地域等が多く、消費地への輸送コスト等条件が不利であり、農業の成長産業化を図るためには農地の基盤整備を進め、優良農地に法人や担い手（農業後継者、新規就農者）を呼び込んでいく必要（水田整備率 全国64.3% 長崎県31.4%）
- しかし、不利な条件であるが故、地主が都会へ移住するなどした『所有者不明』や、土地の相続手続きが未了の『未相続』の問題が顕在化。特に未相続農地は全国平均よりも高い状況。（未相続農地の割合（筆数） 全国：約2割 長崎県：24%）
- 農業基盤整備では、土地の形状を変更するため、相続者を含む全権利者を特定する必要があるが、明治時代の名義などは100名を超える相続人になるなど、時代が進むとともに権利者の把握が難航し、多大な時間と労力を要するため事業区域から除外せざるを得ず、不整形な仕上がりの農地や水路の切回しが発生
- また、基盤整備に際し、法人や担い手に農地を集積するためには換地処分が必要となるが、その手続きに当たっては、財産権の変動を伴うため、関係権利者の同意が必要

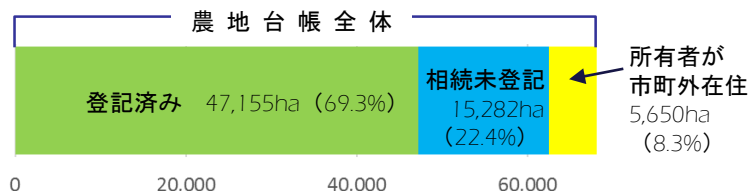
現状（規制の内容）

○土地改良法第113条の2第1項

<土地の共有者等の取扱い>

土地改良事業の換地手続きにおいて、権利者会議では全権利者の2/3以上の出席、2/3以上の同意が必要であるが、法改正により代表権利者制が導入された。

ただし、代表権利者の決定方法が未定であるため、代表権利者制は実際には機能していない。



○長崎県における相続未登記の実態（農業委員会調べ）

換地
手続
きの
緩和

規制緩和の提案

○換地手続きの緩和（土地改良関連法令の緩和）

- ・各権利者の法定相続分の2/3を超える同意をもって代表権利者を決定することとする。
- ・この場合、不在者は公示送達手続きにより権利者の判定（分母）から除外する。

※未同意者の権利保護のため、代表権利者は公告・異議申立を経て決定
※事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を構築（提案⑤関係）

効果

○迅速な農地基盤整備の促進

- ◆手続きが簡素化され、優良農地の整備が促進

法人や担い手を呼び込んで農地を集積し、規模拡大やコスト低減を通じて、生産量拡大と所得向上を実現

法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続農地の集約化 ④

背景

- 本県は中山間地域等が多く、消費地への輸送コスト等条件が不利であり、農業の成長産業化を図るためには農地の基盤整備を進め、優良農地に法人や担い手（農業後継者、新規就農者）を呼び込んでいく必要（水田整備率 全国64.3% 長崎県31.4%）
- しかし、不利な条件であるが故に、地主が都会へ移住するなどした『所有者不明』や、土地の相続手続きが未了の『未相続』の問題が顕在化。特に未相続農地は全国平均よりも高い状況。（未相続農地の割合（筆数） 全国：約2割 長崎県：24%）
- 農業基盤整備では、土地の形状を変更するため、相続者を含む全権利者を特定する必要があるが、明治時代の名義などは100名を超える相続人になるなど、時代が進むとともに権利者の把握が難航し、多大な時間と労力を要するため事業区域から除外せざるを得ず、不整形な仕上がりの農地や水路の切回しが発生
- また、基盤整備に際し、法人や担い手に農地を集積するためには換地処分が必要となるが、その手続きに当たっては、財産権の変動を伴うため、関係権利者の同意が必要

現状（規制の内容）

○民法第251条

<共有物の変更>

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができないと定められている。

土地改良法に基づく換地に係る権利者会議では、全権利者の2/3以上の出席、2/3以上の同意で換地を実施しても、その後の登記において、権利部の変更には全権利者の同意が必要。

農地は、相続登記されていない共有農地も多く、地権者全員から同意を得ることが困難。

権利部の登記が被相続人のままでは、長期の利用権設定と第三者への農地の譲渡（集積）ができない状況。

換地処分登記手続きの緩和

規制緩和の提案

○代表権利者による代位登記（土地改良関連法令の緩和）

- ・登記名義人死亡から20年を超えて未相続の土地であり、かつ、10年以上平穩に管理している場合については、代表権利者への代位登記を可能とする制度を導入する。
- ・登記後10年以内に各権利者から申立があった場合、土地評価額のうち申立人の法定相続分について代表権利者が支弁する。

※事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を構築（提案⑤関係）

効果

○迅速な農地基盤整備の促進

- ◆手続きが簡素化され、優良農地の整備が促進

法人や担い手を呼び込んで農地を集積し、規模拡大やコスト低減を通じて、生産量拡大と所得向上を実現

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県 ～農業版レギュラトリー・サンドボックスの構築～

背景（スマート農業推進の取組）

- ・農業分野における高齢化の進行、深刻な労働力不足を背景に、長崎県においては、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の実現に向けた取組を積極的に推進
- ・諫早湾干拓地では、大規模圃場の特徴を活かした省力化や低コスト化による先進的で高収益を確保する農業の実現を目指し、大手農機製造・販売企業と連携し、ロボットトラクターの現地実証に取り組んでいる。

現状（規制の内容）

- 農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン
 - ・同一の圃場内で協調する他の農機から（有人無人協調システム）もしくは他の農機に搭乗せずに圃場の周囲から、目視やモニター情報等で無人状態のロボット農機を監視する必要がある。
- 道路交通法第70条
 - ・車両等の運転者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ道路、交通等の状況に応じて運転する必要がある。

夜間の完全無人走行や圃場間の移動など、
先進的な実証試験の実施に限界



- ・写真は、衛星測位技術を用いて自動走行するトラクター
- ・使用者は農機に搭乗して、前方の無人機を監視しながら作業

規制緩和の提案

○農業版レギュラトリー・サンドボックスの構築

- ・実証エリアを指定した上で、スマート農業を実現するための規制緩和を実施
- ・例えば、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインを超える、センサー・危険回避装置等の信頼性向上を図るための実証試験を実施

※区域会議の下に国（農林水産省）、県、関係機関で構成される実証試験の「審査機関」を設置し、K P Iにより進捗管理を実施

先進的な実証試験の実施 ⇒ 中山間地域等への適用拡大

効果

○スマート農業の実現

- ◆ロボットトラクターの安全性技術の進展
- ◆夜間無人走行や圃場間移動等の実現による効率的な営農
- ◆AI（人工知能）や Iot を活用した営農 など

新たな日本農業の確立へ
（飛躍的な生産性向上等）

ガイドライン等の緩和

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県 ～生鮮農産物における機能性表示の推進～

背景（機能性表示食品制度）

- ・国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に加え、消費者に対して機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、商品の正しい情報を得て選択できるよう、平成27年4月に、新しく「機能性表示食品」制度がスタートした。現在（平成29年10月時点）、機能性表示食品は約1100件が届出されているが、このうち生鮮食品は、わずか8件の届出にとどまっている。
- ・農産物においても、積極的に機能性表示制度を活用することで、付加価値向上や新たなブランド構築につなげることが重要。

現状（規制の内容）

- 食品表示法、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン
- ・生鮮農産物を流通させる際のダンボールのほか、小売販売用のリパック容器も事前届出が必要



認められない販売形態



POPによる機能性表示

1個販売

※生鮮農産物は、通常、各店舗において消費者の需要に応じて「ばら売り」、「大小独自の容器にリパック」されることが一般的

規制緩和の提案

○食品表示法、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインの特例

- ・生鮮食品にあつては、リパック容器ではなく、ばら売り、かご盛り等に対応するよう、リーフレットやPOP等の印刷物、表示を簡素化したシール等でも届出を可能とする

※特区区域内に第三者委員会（消費者庁、県、消費者団体等で構成）を設置し、流通、販売店舗等の確認を実施することが条件

生鮮農産物における機能性表示の推進

ガイドライン等の緩和

効果

○他地域との差別化により、製品のブランド化が図られ、新たな需要を創出し農業振興を実現

⇒まずは、区域内で機能性表示食品制度を活用したマーケティングを行い、全国、海外のヘルスケア市場へ生鮮食品を売り込み

これまでのイメージ	+	新たな訴求
安全・おいしい		健康

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県 ～鳥獣被害対策の強化① 自衛官OB等を活用した企業参入促進～

背景

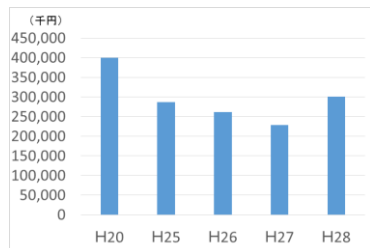
- ・長崎県では様々な対策を実施し、鳥獣被害を軽減しているが、依然高い被害額となっている。また、銃猟が効果を発揮する鳥類被害（カモ類）が増加している。
- ・長崎県では狩猟者の高齢化、新規免許取得者の減少に伴い、鳥獣捕獲従事者（特に銃猟者）の減少が見込まれる。
- ・I C Tやドローンの活用による先進的捕獲の実施や、捕獲から食肉処理、残渣の有効活用等の一貫した処理については、企業の参入、事業展開が待たれるが、捕獲免許者の減少等により人材が確保できず、参入する企業等は極めて少ない。

現状

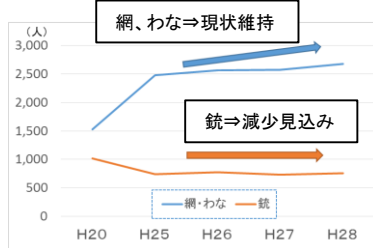
※若年の猟銃免許所持者が少なく、企業等が雇用者を確保することが困難となっている。

- 銃刀法
 - ・猟銃の所持許可申請には、射撃実技試験を受験する必要がある。
- 自衛隊法第60条、地方公務員法第35条による職務専念義務
 - ・退職自衛官、警察官の多くは狩猟免許を所持していない。

農作物鳥獣被害額の推移



狩猟免許所持者の推移



有害鳥獣対策への企業参入促進

規制緩和の提案

- 被害対策を実施する事業者の新規参入支援のための規制緩和（警備会社等の参入支援）
 - ・自衛官OB等の銃器の取扱い経験が豊富な者には、職場の証明書の提出により、射撃実技試験を免除。
 - ・自衛官や警察官の職務専念義務免除項目に狩猟免許受験を追加し、在職中の免許取得を促進。
 - ⇒ 狩猟免許所持者を増加させ、警備会社等による雇用を容易にする。

効果

- 順法精神、体力等に優れる自衛官OB、警察官OBの免許取得者の増加により、企業の雇用を確保。
- 資本力、技術力、組織力を有する警備会社等の参入や事業展開が見込まれ、I C Tやドローン等を活用した効果的な被害対策の実施から、食肉処理やジビエとしての利用まで一貫した鳥獣被害対策が実現。

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県 ～鳥獣被害対策の強化② 被害対策が困難な有害鳥獣の捕獲、追払い等の促進～

背景

- ・長崎県は大陸周辺部に近接し、多様な渡り鳥が飛来、通過、営巣する地域である。
- ・諫早湾干拓事業により、調整池と干陸地が長崎県の中央部にできており、ヨシやガマなど湿地を好む植物が生え、さらに、その植物群をすみかとする昆虫や野鳥などの生物が見られるようになっている。
- ・長崎県諫早湾周辺は水田が広がり、水稻、麦が主として栽培されており、また、干拓地の大区画圃場ではレタス、ブロッコリー等の野菜が栽培され、大型機械を活用した先進的な大規模農業が展開されている。
- ・農地と渡り鳥の飛来地、営巣地が近接しているため、農作物への食害が急増している。しかしながら、夜の見回り等による追払いは労力負担が大きく、吹き流し等の設置などを行っているものの、鳥類被害への効果的な防止対策がない。

現状

○鳥獣保護管理法

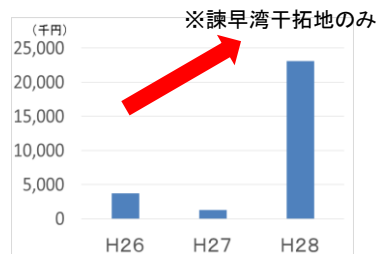
- ・「当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を禁止すること」（同法第12条第1項第3号）
十三 つりばり又はとりもちを使用する方法
- ・「使用禁止猟具は、鳥獣の捕獲等の目的で所持してはならない」（同法第16条第1項）
かすみ網

○航空法

- ・無人航空機（ドローン）の飛行は、日中及び目視範囲内に限定する必要がある。（同法第132条）
また、物件の投下は禁止されている。（同法第132条の2）

鳥類（カモ類）による農作物への被害が急増

<カモ類による農作物被害額>



<レタスの食害>



※株元以外の葉は全て食べられている。

捕獲にかかる規制の緩和

規制緩和の提案

○被害対策が困難な有害鳥獣（鳥類：カモ類）の捕獲推進のための鳥獣保護管理法の規制緩和

- ・自己の所有農地における有害鳥獣（鳥類）の捕獲について、都道府県知事の許可に基づき、被害発生期間に限定した上で、一部の猟法、猟具等の制限を解除することができることとする。
※有用な鳥獣を逃がすことや安全確保のための研修受講を義務とし、許可期間は被害発生期間と限定する。



農地上空を飛行するドローン

○有害鳥獣対策としてドローンを有効活用するための航空法の規制緩和

- ・有害鳥獣の追払いや、有用な鳥獣の発見・救助にドローンを活用できるようにする。
- ・ドローンを用いた上空からの赤外線センサーでの生息状況把握や追跡により、新たな捕獲法の構築等ができるようにする。

効果

- 農作物への鳥類被害の防止により、安定した農業経営が可能となる。
- 有害鳥獣捕獲にかかる労力、費用を減少できる。
- 農地、道路等の人が行き交う場所への渡り鳥の飛来が減少することで、鳥インフルエンザの感染源の接近を軽減できる。
- 捕獲したカモ類は食用（ジビエ）としての活用が可能である。

法人や民間事業者の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県 ～地域資源であるイノシシの有効活用を進めるガイドラインの策定等～

背景

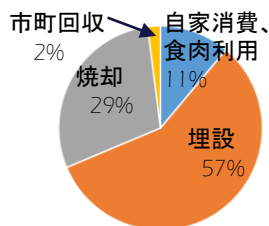
- ・近年、イノシシやニホンジカなどの野生動物の急激な増加や分布拡大により、生態系への影響や生活被害など広範囲に鳥獣被害が拡大している。
- ・長崎県は、全国一イノシシを捕獲（28年度で4万1千頭）しているが、捕獲個体の8割は埋設や焼却処分されるなど、利用されておらず、また、一部は食肉等に利用されているものの、食肉残渣の処分は大きな負担となっている。
- ・平成28年度には、イノシシ由来のタンパク質が家畜や魚のエサとして利用することが可能となったが、依然、肥料や土壌改良資材としての利用は認められていない。
- ・また、特殊肥料を生産、販売する畜産農家等にとっては、生産業者と販売業者の両方の届出が必要で手続きが煩雑。

現状

○肥料取締法

<捕獲したイノシシの肥料化>

- ・家畜や魚の飼料としての利用については認められているが、肥料取締法では、イノシシを原料とした利用を想定しておらず、**肥料や土壌改良資材としての利用ができない**



○捕獲したイノシシの処分方法（長崎県）

- ・特殊肥料の生産業者又は販売業者は、その生産する事業場、販売業務を行う事業場ごとに、都道府県知事に届け出なければならない。（**生産と販売を行う事業者は、両方の届出が必要**）

捕獲した有害鳥獣の活用促進

規制緩和の提案

○イノシシやニホンジカを肥料として利用する場合のガイドライン等の策定

- ・有害鳥獣として捕獲されたイノシシやニホンジカを肥料や土壌改良資材として活用できるようガイドラインを策定する。

○肥料取締法の緩和

- ・畜産農家等の堆肥を製造、販売する者は生産業者の届出をしているため販売届の提出は不要とする。

効果

- 有害鳥獣として捕獲されたイノシシおよびニホンジカの有効利用の促進
- 廃棄処分されていた有害鳥獣の肉や骨などを肥料や土壌改良資材として販売するなど、地域資源を活用したビジネス展開が促進

しまや過疎地域等の持続可能な社会基盤づくりを進める長崎県 ～地域包括ケアシステム推進に向けたICTの活用～

背景（地域包括ケアシステム推進）

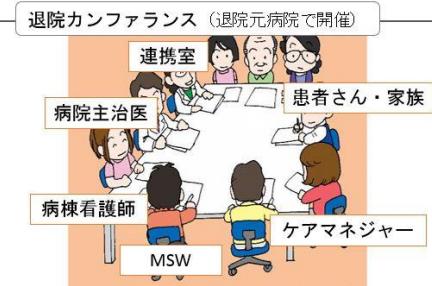
- ・離島・半島を多く抱える長崎県においては、医療ICT「あじさいネット」を活用した医療連携の取組が普及（平成29年度までに県内全ての医療圏に整備）
- ・全国に先駆けて人口減少、高齢化が進行する長崎県においては、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しており、今後は「あじさいネット」を活用した在宅医療の充実や介護分野との連携促進を目指す。

現状（診療報酬での評価）

○「診療報酬の算定」（厚生労働省告示）

- ・退院後に在宅医療が必要な患者に対し、医療機関、訪問介護ステーション等の多職種の関係者が、退院前に情報共有会議（カンファランス）を実施した場合、診療報酬での評価（円滑な在宅医療への移行を推進）
- ・しかし、診療報酬上の評価は、**対面による会議が原則**となっており、離島や半島を多く抱える長崎県では、かかりつけ医等が参加できないケースが多い。
- ・地域包括ケアシステムの大きな役割を担う「在宅医療」の充実に向けて人材等の限られた資源の効率的な活用が必要

五島（福江）⇄長崎市内の往復例
・交通費：7,490円（ジェットフォイル）
・移動時間：約3H（船乗船時間のみ）



診療報酬の算定（主なもの）

- かかりつけ医（診療所）
- 退院時共同指導料1
・在宅療養支援診療所(1,500点) その他(900点)
病院に赴き、病院の医師等と共同して退院後の在宅での療養上必要な説明等を行うことへの評価
- 訪問看護ステーション
- 退院時共同指導加算(600点)
病院の医師等と共同して退院後の在宅での療養上必要な説明等を行うことへの評価

あじさいネットの活用

規制緩和の提案

○診療報酬算定の適用拡大

- ・退院前カンファランスにおいて、対面に限らず、**テレビ会議システムによる参加**でも診療報酬上の評価を認める。



退院支援等の充実、
(時間調整が容易となり、より多くの専門職の参加が可能→医療の質の向上)
医療関係者等の負担軽減
(カンファランス開催に伴う移動も含めた時間的コストや交通費負担の削減)

効果

○地域包括ケアシステムのさらなる推進

- ◆患者の退院支援の効率化、迅速な医療介護連携の促進
(利便性が向上し、カンファランスの参加者、回数が増えることで、早期退院の促進、在宅急変時の入院減少、看取りの増加等により、結果として医療費の抑制に繋がる)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会へ

高齢者等の生活を質を高めるサービスを生み出し、
ヘルスケアビジネスの振興へ

※長崎県においては、産学官がタッグを組んで、「地域創生ケアビジネス研究会」を創設 ⇒積極的に事業の検討を実施

しまや過疎地域等の持続可能な社会基盤づくりを進める長崎県 ～離島・へき地の臨床研修施設の拡充による医師の確保～

背景

・離島等の医師数は全国平均を大きく下回っており、本土と離島部では2倍近い格差。

◎医師数(人口10万対)

全 国	242.9人
本土部	311.7人
離島部	173.3人

・長崎県では、独自の医師養成(確保)制度をはじめ、離島地域の医療体制整備に取り組んでおり、「地域医療を担う医師は地域の中で育てる」という理念のもと、離島部の病院であっても「基幹型臨床研修病院となり、地域に根ざした臨床研修」を実施。

現状 (基幹型臨床研修病院の指定基準)

○医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び施行通達等

・基幹型臨床研修病院の指定を受けるためには、定められた基準を満たす必要がある。

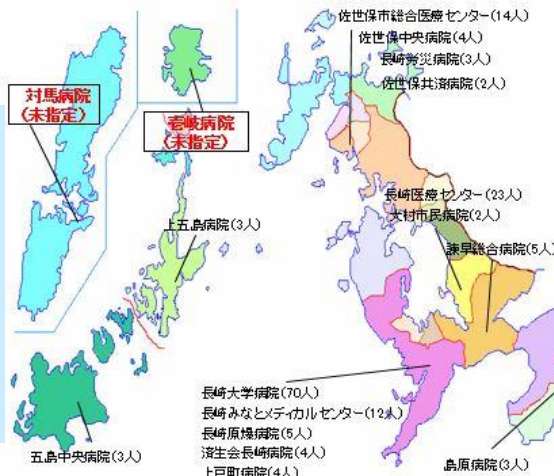
- ①臨床研修を行うために必要な症例があること (= 入院患者の数について、「年間3千人以上」であること)
- ②臨床病理検討会を適切に開催していること など

・離島の対馬病院、壱岐病院は、上記基準を満たすことができないため、基幹型臨床研修病院の指定が受けられず、地域に根ざした臨床研修ができない。

◎入院患者数(平成27年度)

・指定済み	
五島中央病院	3,596人
上五島病院	2,672人
・未指定	
対馬病院	3,736人
壱岐病院	2,202人

◎臨床病理検討会
対馬病院及び壱岐病院においては、自院で病理解剖の実施例が無い場合検討会の開催実績なし



ICTや本土の協力病院の機能を活用

規制緩和の提案

○医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び施行通達の緩和

- ・年間入院患者数「2千人以上」であること
研修医定員を2人とすれば、一人当たり症例(入院患者)は、1千人以上の確保が可能
⇒既指定病院の事例：入院患者約3,600人、定員3人
 $3,600 \text{ 症例} \div 3 \text{ 人} = 1,200 \text{ 症例} / \text{人}$ 【五島中央病院】
⇒本土では1千症例/人以下の病院もある中、未指定病院である壱岐・対馬病院では研修医を2人受け入れると1千症例/人を超える見込み
- ・臨床病理検討会は、本土の協力病院が主催する検討会に参加することや、遠隔画像システムによる病理解剖参加、検討会参加でも可とする。

離島中核病院の基幹型臨床研修病院指定

効果

○地域医療の活性化・充実

- 離島中核病院の常勤医の負担軽減
- 育った研修医が、離島・へき地病院の常勤医につながる可能性
- 研修医の指導にあたる医師のモチベーションアップと病院全体の活性化

社会インフラともいえる医療体制が確保されることで、地域社会を下支え(人口減少歯止め、産業振興等)

既存の国家戦略特区メニューの積極活用

国家戦略特区法のメニューを最大限活用し、規制改革の経済効果検証に寄与

本県で活用を想定する規制改革メニュー

■ エリアマネジメントの民間開放

- 年々増加を続けるクルーズ客船（H28:273回（長崎港は全国第2位））などにより、本県を訪れる外国人観光客数は堅調に推移
- 道路への多言語看板の設置や「長崎くんち」等のイベント時の幅広い占用許可、歩道を活用したオープンカフェ等により賑わいの創出を図り、インバウンド効果を最大限に取り込む。

■ 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

- 「明治日本の産業革命遺産」に続き、「潜伏キリシタン関連遺産」の平成30年の世界遺産登録を目指し、取組を推進
- 構成資産は県内の離島・半島を含めた広域に所在しており、二次交通の確保が課題となっているため、タクシーを含め公共交通機関がない二次離島などの地域において、自家用自動車の活用を図る。
- このほか、移動手段の確保が課題となっているグリーンツーリズムの活性化に向けて、当該事業を積極活用。

◎ その他活用を見込む規制改革メニュー

<創業、雇用>

- NPO法人の設立手続きの迅速化
- 創業人材等の多様な外国人の受け入れ促進（在留資格付与の要件緩和）
- 雇用労働相談センターの設置

<観光>

- 道の駅設置者の民間拡大事業

<近未来技術>

- 電波に係る免許発給までの手続きを大幅短縮